

日中国交正常化 50 周年記念事業の 中国における展開の在り方について

2021 年 9 月 9 日

日中国交正常化 50 周年記念事業準備委員会

はじめに

あと3か月と20日余りで新しい年を迎える。それは日中国交正常化50周年となる2022年である。

この時期、中国において事業活動や生活を営んでいる我々は、日中友好の重要性を否応なく再認識させられる。同時に、「50周年」という大きな節目を中国で迎えらることに運命的な感慨を抱くとともに、この異国の地において平穏に日々の生活を送ることができていることに對し素朴な感謝の念を覚える。

これまでも、日中国交正常化の5年又は10年を単位とする周年を記念する年には、日中双方が記念事業を行ってきた。日本に関しては、例えば、10年前の40周年の際、経団連（一般社団法人日本経済団体連合会）を中心として企業や各界の団体・個人から構成される「2012『日中国民交流友好年』実行委員会」が前年10月に組織され、当該実行委員会自らが「主催事業」を企画・実施するとともに、他の主体（日本国政府、地方公共団体、民間企業又は民間団体）が実施する行事について、40周年の趣旨にふさわしいものを「認定行事」と認定してその推進を後押しした。これらの推進のため、当該実行委員会は数億円規模の寄附金を集めるとともに、認定行事に対し統一のロゴマークを付与した。当該ロゴマーク、事業名（「日中国民交流友好年」）及びキャッチフレーズは、両国政府間の首脳会談における合意に基づくものであった。

一方、今回、日中国交正常化50周年を迎えるに当たり、日本においては、未だに実行委員会の設立や寄附金の募集に向けた準備が進められていない模様である。5年前の45周年の際には、実行委員会の設立及び寄附金の募集は行われたが、募集した寄附金の規模は40周年の時よりもかなり小さなものにとどまった。

このような状況の下、仮に日本において寄附金の募集が行われない場合であっても、我々中国において事業活動や生活を行っている日系企業又は日本人が主体となって、中国において日中国交正常化50周年を記念した何らかの事業を行い、日中間の友好関係の維持・発展の重要性に係る意識喚起・認識共有を図ることは極めて重要であると考ええる。

そこで、我々に事業資金を確保する必要性が生じ得ることも視野に入れつつ、中国において日中国交正常化50周年を記念する事業を円滑かつ適切に実施するために必要な準備を行うため、本年4月、本準備委員会を設置した。本準備委員会は、中国日本商会、北京日本倶楽部及び在北京日本政府関係機関の関係者15人により構成され（参考1：委員名簿）、これまで以下のとおり会議

を4回開催するとともに、北京におけるイベント候補地の視察会を1回開催し、検討を行ってきた。

第1回準備委員会 5月11日（火）12:00～13:30 日本大使館多目的ホール
第2回準備委員会 6月11日（金）12:00～13:40 日本大使館多目的ホール
第3回準備委員会 7月12日（月）12:00～13:40 日本大使館多目的ホール
イベント候補地視察会 8月3日（火）13:30～15:30 798 芸術区・751 区、
朝陽公園
第4回準備委員会 9月9日（木）12:00～13:40 日本大使館多目的ホール

また、この間、中国各地の日本人関係組織の代表者が参集した第26回全国日本人交流会（7月16日）において本準備委員会の検討状況について説明したほか、中国日本商会理事会及び北京日本倶楽部理事会において、それぞれ複数回にわたり検討状況に係る報告を行ってきた。

本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものである。

目次

I. 基本的考え方	1
1. 50 周年記念事業の意義	1
2. 現状認識と基本テーマ	1
3. 面的広がりの拡大	2
4. 各地の自主的取組と全国的な統一感の確保	2
5. 50 周年記念事業の担い手	2
6. 新型コロナウイルス感染症への対応	3
II. 記念ロゴマークの創設	4
1. 記念ロゴマークの意義	4
2. 記念ロゴマークのデザイン	5
3. 記念ロゴマーク使用に当たっての認定要件	5
4. 記念ロゴマークの運用事務主体	6
5. 記念ロゴマークの使用料	6
III. 日中国交正常化 50 周年記念コア事業	8
1. 40 周年記念の前例	8
2. 本準備委員会における検討状況	8
3. 企画公募	8
4. 寄附金の募集対象	9
5. 中国日本商会における寄附金の規模	9
6. 事業規模としての妥当性	10
7. 寄附者名リストの作成・公表	11
IV. マスコットキャラクターの制作	12
V. 日中国交正常化 50 周年記念事業在中国実行委員会の設立	13
おわりに	14

I. 基本的考え方

本準備委員会は、中国において事業活動又は生活を行っている日系企業又は日本人が中国において日中国交正常化 50 周年を記念して行う事業（以下「50 周年記念事業」という。）を展開するに当たり、以下の 1. ～6. の基本的考え方にに基づき、臨むべきと考える。

1. 50 周年記念事業の意義

我々が中国において 50 周年記念事業を行う意義は、これまでの日中関係の歩みを振り返りつつ、日中間の友好関係の維持・発展の重要性について、中国国内の人々に対し意識喚起・認識共有を促すことが、今後も隣国関係であり続ける両国の平和的な繁栄の維持・拡大にとって重要と考えるからである。特に中国において事業活動を行っている日系企業にとって、日中間の友好関係の維持・発展は、各社の事業活動の継続・拡大を図る観点から、間違いなく重要である。

2. 現状認識と基本テーマ

現下の日中を取り巻く社会経済情勢に目を向けると、気候変動問題に対応するため、両国を含む世界の主要国がカーボンニュートラルに係る達成目標を相次いで打ち出すなど、エネルギー・産業構造及び人々のライフスタイルに大きな変革が求められつつある。また、感染症の世界的蔓延、人工知能（AI）技術の加速的な進展、急速な少子高齢化社会の到来等の新たな課題・環境変化に直面している。

このような中、今後 50 年の日中交流のあるべき方向性を考察してみると、その担い手の重心がますます一般市民に移っていくとともに、上記のような新たな人類的・文明的課題に対し、共に手を携え合いながら、解決方策を見出していくことがより重要になると考えられる。

そこで、今回、本準備委員会は、50 周年記念事業を中国国内で展開するに当たり、＜未来へ向けて協創しよう；戮力同心，協創未来！＞¹を基本テーマとすることを提案したい。我々は、来年 1 年間の中国における 50 周年記念事業の展開を通じて、今後の 50 年の日中交流を担う若者を始めとすることができるだけ多

¹ 「戮力同心」とは、力を合わせて心をつににするという意味であり、その出典は『墨子』「尚賢」に遡る。約 2,400 年前から使われてきた言葉といえる。

くの一般市民の間の相互理解を促進し、かつ、直面する世界的課題に対し、協力し合いながら新たな価値を創造して対処していく、そのような一つの理想像の提示・共有を目指したい。

3. 面的広がり拡大

40周年記念事業の推進に当たっては、青少年交流、地方間交流、文化・スポーツ交流、草の根交流、観光交流、経済交流及び被災地交流に重点を置きつつ、あらかじめ行事を公募した上で一定の要件を満たすものを実行委員会が認定していた。

これに対し、今回は、上記2.で述べた基本テーマの趣旨に照らし、行事の認定に固執するのではなく、我々が日中国交正常化50周年に対する祝意を有していることへの認知度をできる限り高めること等により、中国に所在するより多くの人々に対し、「これを機会に何か相手方と協創してみよう」と思わせるような動機付けの機会を提供するとともに、このような小さな自主的な協創の取組が面的に広く展開されるよう促すことに重点を置くことが望ましいと考える。

4. 各地の自主的取組と全国的な統一感の確保

北京の中国日本商会の事務局体制は脆弱であること等から、ここが50周年記念事業推進のための資金を在中国の日系企業等から一元的に集めて各地域の日本人関係組織等に分配することは現実的ではない。

このため、50周年記念事業の推進に当たっては、中国各地の日本人関係組織等による自主的な取組を促すことが必要と考えられる。

併せて、中国国内全体において日中友好を支持する社会的雰囲気醸成を図る観点から、一元的な情報発信、各地域主体間の連携等により、全国的な統一感を確保することが望まれる。

5. 50周年記念事業の担い手

中国において展開される50周年記念事業は、我々在中国の日本人、日系企業、日本政府関係機関又は地方公共団体関係機関が主体となつて行われるものが基本であるものの、日中間の友好関係の維持・発展の重要性に係る意識喚起・認識共有という趣旨に合致するものであれば、中国人、中国企業等が主体となる事業についても大いに歓迎されるべきである。

6. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、日中両国政府は共に、外国からの渡航者に対し入国時に隔離を求めるなどの対策を強化している。このため、現在、両国間で移動を伴う人的な交流を行うことは極めて容易でない状況にある。

来年、両国の水際対策がどのように緩和されていくのか（又は緩和されないままであるのか）について全く見通しがつかない中、中国において 50 周年記念事業を行うに当たっても、日本からの著名ゲストの受入れが引き続き困難となるおそれがあることに十分に留意することが必要である。

また、何らかのイベントを開催しようとしても、その時の感染状況によっては、地方政府の指導等により多数の人々が集まるイベントを開催できなくなるリスクもある。このような事態に対しても柔軟に対応できるよう、インターネット空間の活用を図るなどの必要な準備を行うことが重要と考えられる。

Ⅱ．記念ロゴマークの創設

＜未来へ向けて協創しよう；戮力同心，協創未来！＞という基本テーマに従い、50周年記念事業の中国国内におけるできる限り面的広がりを持った展開を図るため、本準備委員会は、記念ロゴマークの創設を提案したい。

1. 記念ロゴマークの意義

記念ロゴマークとは、中国国内に所在する法人又は個人が日中国交正常化 50 周年に祝意を示すために使用するロゴマークを指す。

40 周年の際は認定行事に対しロゴマークが付与されたが、記念ロゴマークは、その使用を希望する法人又は個人に対し、広く来年 1 年間の自由な使用を認めるものである。

40 周年の際に用いられた認定ロゴマークは、基本的に認定行事への参加者の目に触れるだけにとどまったのに対し、記念ロゴマークは、企業のホームページへの掲載、社用名刺、社外向けパンフレット、社外プレゼン資料等への印刷、日本物産フェア等のイベント会場での掲示、商品包装への印刷等の様々な使用により、より広範囲の人々の目に触れさせることが期待できる。

この点、認定行事については、営利目的のイベントはその対象から除外されていたが、記念ロゴマークの場合、営利目的のイベントの際にも使用できるため、より認知度が高くなると見込まれる。

日系企業を始めとするより多くの主体が記念ロゴマークを使用することにより、中国のより多くの人々に対する、①日中国交正常化 50 周年に対する認知度の向上、②日中間の友好関係の維持・発展の重要性に関する意識喚起・認識共有の促進、③中国社会全体における日中友好を支持する雰囲気醸成、④基本テーマに係るメッセージの伝達等の社会的効果が期待できると考えられる。

加えて、社外プレゼン資料に盛り込むことにより商談相手との対話のきっかけづくりに活きたり、社内広報誌に印刷することにより社内の融和的な雰囲気づくりに活用したりするなど、実務的な効果も期待できると考えられる。

(注) 本準備委員会は当初、50 周年記念事業に対して協賛する旨の「協賛ロゴマーク」という表現を考えていた。しかしながら、今回導入しようとするロゴマークは、50 周年記念事業の実施のために必要な資金の獲得を目的とするものでないこと、50 周年記念事業という用語には、中国政府等が主体となって日本において行う事業も観念的に含まれ得ること等から、協賛ロゴマークという表現は用いないことにした。

2. 記念ロゴマークのデザイン

記念ロゴマークは、図形と文字から成る。文字については、中国語で＜中日邦交正常化 50 周年＞と記載することが適当と考えられる。（ただし、これ以外の文字を追加的に用いることは排除されない。）

この点、「中日」でなく「日中」という順にすべきではないかという議論があり得るが、実際にロゴマークを目にする中国人の読み手にとって違和感のない表現とした方が望ましいと考えられることから、「中日」の順で統一することが適当と考えられる。

また、より多くの市民の関心を高める観点からも、中国国内でのコンテスト方式の公募により、基本テーマに沿ったより優れたデザインを選定すべきである。コンテストの実施、最優秀者への賞金の授与等の一連のイベントも広義の 50 周年記念事業の一部になると見做すことができる。

この際、賞金の金額については、日本の公共的機関がロゴマークを公募する際の賞金の相場がおおむね 5 万円～30 万円程度と見られること、質を確保するためにはある程度高額な賞金が望まれること、中国の物価水準、「50」という数字との親和性等を考慮して、5,000 元（約 85,000 円）とすることが適当と考えられる。

なお、当初、本準備委員会においては、40 周年や 45 周年の際に認定行事に対して使用された、いわゆる「CJ ハートマーク」を活用したデザインが望ましいとする意見が多かったが、認定行事（50 周年記念事業に係る認定が今後行われる可能性が現時点では排除できない。）との混同を回避するため、この際、全く新しいデザインを公募することが適当である。

また、来年 1 月から日系企業等による記念ロゴマークの使用を可能とするためには、できる限り速やかにデザイン公募を行い、本年 10 月中にデザインを確定することが必要である。

3. 記念ロゴマーク使用に当たっての認定要件

申請者が以下のア～ウの要件を満たす場合には、記念ロゴマークの使用を認めることが適当と考えられる。

ア 中国国内に所在する法人又は個人

イ 使用料（下記 5. を参照）を支払った者（又は確実に支払うと見込まれる者）

ウ 記念ロゴマーク使用条件に合意すること

上記ウの記念ロゴマーク使用条件については、以下の(ア)～(エ)のような内容を

設定することが適当と考えられる。

- (ア) 使用期間（2022 年 1 月～12 月）の厳守
- (イ) 他者への使用権の譲渡の禁止
- (ウ) 公序良俗に反する使用の禁止
- (エ) ロゴマークの使用により生じた損害に対する中国日本商会の免責

4. 記念ロゴマークの運用事務主体

記念ロゴマークのデザイン案の公募及び選定、記念ロゴマークの使用に係る申請の受付及び権利付与等の記念ロゴマークの運用に係る業務については、金銭の徴収を伴うため在中国日本大使館がこれに主体的に関与することには差し障りがあるとの見解を示していること、及び法人格を有した主体が責任主体となることが望ましいと考えられることから、下記 V. で述べる「日中国交正常化 50 周年記念事業在中国実行委員会」ではなく、中国日本商会がこれを行うことが適当である。

この際、中国日本商会の事務局の専門的能力の不足等に鑑み、記念ロゴマークの使用に係る申請の受付、審査、使用料の受領確認、記念ロゴマークの電子的供与、不適正使用者に対する警告等の一連の運用事務を外部事業者に委託することが適当と考えられる。このような運用事務の外部委託は、受託事業者が開発する情報システムの活用によりインターネット上での申請手続を可能とするものであり、記念ロゴマーク使用者の便宜にも資すると考えられる。

なお、当該受託事業者の選定に当たっては、中国日本商会との連携及び透明性を確保する観点から、中国日本商会会員企業の中から公募・選定することが適当と考えられる。

5. 記念ロゴマークの使用料

記念ロゴマークについては、上記 2. のデザイン制作に要する費用及び上記 3. の使用権の付与等の運用事務に要する費用のみならず、第三者による悪用を防止するための商標登録に要する費用も必要となる。

これらの記念ロゴマークの運用のために必要な費用については、記念ロゴマークの使用権の付与対象を中国国内とするため、北京市内に所在する日系企業が主たる会員となっている中国日本商会がこれを全て負担することは合理的でないと考えられる。また、記念ロゴマークの使用は任意であるため、受益者負担の原則に基づき、使用権を付与された者がそれぞれ負担することが合理的と考えられる。

このため、記念ロゴマークに係る使用権の付与に当たっては、運用に必要な経費を賄える程度の合理的な使用料を徴収することが適当である。

ここで、記念ロゴマークの制作及び運用に必要な経費を大まかに試算してみると以下のとおりとなる²。

①デザイン制作費（コンテストの賞金）：5,000 円

②ウェブサイト上での申請受付、使用料の受領確認、使用権付与、預かり証の発送、不適正使用者に対する警告等に要する費用：100,000 円～120,000 円（目標申請者数 2,000 と想定した場合³。）

③商標登録に要する費用：20,000 円

計（①＋②＋③）：125,000 円～145,000 円

これによると、2,000 者から申請があれば、一申請者当たり 100 円未満（62.5 円～72.5 円）の使用料で済むという計算になる。

この点、実際の使用料の設定に当たっては、仮に欠損が生じた場合、中国日本商会在が負担せざるを得なくなること、仮に使用料収入が経費を上回った場合には、ロゴマーク入りの小物（クリアファイル等）を製作し、各地の日本人関係組織に配付すること等により、間接的ではあるが使用者への還元を図ることが可能であり、かつ適切であると考えられること⁴等から、現段階においては、一申請者当たり 100 円の使用料を設定することが妥当と考えられる。（この点については、今後、委託事業者の公募・選定等により変更があり得る。）

なお、徴収した使用料の使用状況については、透明性の確保を図るため、中国日本商会のウェブサイトにおいて適切に公表すべきである。

² 中国日本商会の一部会員企業に対する聴き取り調査に基づくものであり、今後委託事業者の公募・選定等により、変動があり得る。

³ 中国国内の日本人関係組織の法人会員数を単純に足し合わせると約 8,000 社となるが、この中には、一部重複も含まれている。また、日系企業だけでなく、日本料理店など一部中資企業による使用も想定される。記念ロゴマークの使用にどこまで支持が得られるか未定であるが、ここでは申請者数 2,000 という目標を設定した。

⁴ 中国日本商会は利潤が生じる事業を行うことはできない。

Ⅲ. 日中国交正常化 50 周年記念コア事業

1. 40 周年記念の前例

40 周年の際は、東京の実行委員会が主催した中国におけるイベントとして、2 月に開催した開幕式（北京；中国国貿展覽センター）、7 月～8 月に実施した「親善大使を活用した青少年・草の根・地方間交流事業」（中国各地）、9 月に開催した「スーパー夏祭り in 北京 2012」（北京；朝陽公園）があった。この外、9 月に第 2 回日中グリーンエキスポ（上海；浦東新国際展覽センター）、12 月頃に「40 周年スーパーライブ」（仮称）（北京の屋内施設）が予定されていたが、これらは尖閣諸島国有化に対する反日デモの影響により、中止された。

このうち、「スーパー夏祭り in 北京 2012」は、メインイベントと位置付けられ、日本から伝統芸能の踊り手が多数派遣されるとともに、櫓が組まれ、日中双方の参加者が一緒に盆踊りを踊った。

この前例に倣えば、来年、北京において、中核的な機能を担う 50 周年記念事業（以下「50 周年記念コア事業」という。）を行うことが望ましい。

2. 本準備委員会における検討状況

このような認識の下、本準備委員会においては、気候が比較的によい 9 月頃に 1 日間、日本フェスティバル（仮称）を行う想定で、798 芸術区や朝陽公園の視察会を行うなどして、イベント開催候補地、イベントの規模イメージ等について議論を行ってきた。

しかしながら、時間的制約もあり、何を行うべきか、我々が伝えたいメッセージを中国の一般市民にどのように伝え、いかに来場者に楽しんでもらうかといった基本的な論点について、ほとんど議論を深めることができなかった。

また、このようなイベントの実施に当たっては、コンセプトの設定、施設管理者との交渉、参加者の調整、権利処理、警備、周辺環境への配慮等の様々な事項を処理しなければならない、イベント実施に係る経験や専門的知見を有する事業者の意見、提案等を広く聴く必要があると痛感させられた。

3. 企画公募

そこで、50 周年記念コア事業の実施責任組織（下記 V.）を速やかに立ち上げ、そこが企画公募を行うことを提案したい。応募する主体が企画から実施に

至るまでの全体的な事務を統括的に処理することにより、日程、場所等に係る意思決定も速やかに進展していくことが期待される。

この際、事業規模をある程度明らかにしなければ、応募者が提案内容を検討することができないと考えられることから、中国国内においてどの程度の寄附金を集めることができるのかについて検討を行うことが必要である。

4. 寄附金の募集対象

まず、50周年記念コア事業については、全中国の日本人コミュニティを代表して行うものであることから、中国各地の日系企業等から寄附金を集めるべきという議論があり得る。

確かに、50周年記念コア事業は、首都北京で開催されるとしても、いわば50周年記念事業のメインイベントと位置付けられることから、中国各地の日系企業等に対し幅広く寄附金を募集することが適当と考えられる。

一方、7月16日に開催された第26回全国日本人交流会等において、各地の日本人関係組織に対し、来年それぞれの地域において50周年記念事業を企画又は支援してもらいたいこと、及び事務局機能の脆弱さ等に鑑み、中国日本商会在各地の日本人関係組織に対して資金的援助を行うことは考えていないことを既に伝達した。このため、自前で何らかの50周年記念事業を計画している地方の日本人関係組織は、北京で行われるイベントについてのみ全国的に寄附金を募ることは公平でないと感じるおそれがある。

また、経験的に見て、寄附金については、特定の組織において目標金額を設定するなどしてその会員に対し相当強力で働き掛けないと実際には集まらないと考えられる。

以上のことから、今回は、50周年コア事業について、広く中国国内の日系企業、日本人等に寄附を呼び掛けるものの、目標額を設定した上での本格的な寄附金の募集は、北京の中国日本商会においてのみ行うことが適当と考えられる。

5. 中国日本商会における寄附金の規模

では、中国日本商会としてどの程度の規模の寄附金を集めることができるのだろうか。

中国日本商会における寄附金の規模を検討するに当たっては、その前提として、繰越金の流用の可能性から検討することが必要である。

中国日本商会の本年度予算では、年度末に約 400 万円を繰り越すことになっている。このように繰越金が膨らんだ要因は主として当初予定していた、2018 年度に退職した日本人事務局職員 1 人の後任を手当てしていないことによるものである。2019 年に作成した中長期計画においては、当該 1 人の年間経費（住居費を含む。）を約 496,000 元と見込んでいたことから、今後 2022 年度及び 2023 年度の 2 年間、後任配置を見合わせるにより、全体として約 248 万円の経費を圧縮することができる⁵。

よって、今回、約 400 万円の繰越金のうち約 248 万円を 50 周年記念コア事業に流用したとしても、中長期計画との関係において中国日本商会の財政基盤を何ら毀損することにならないことは明らかである。

次に寄附金の規模については、最低限、繰越金流用分は集めるという目標を立ててはどうであろうか。仮に目標額を 250 万円とした場合、現在の市内会員数が約 500 社であることから、会員一社当たり平均約 5,000 元（約 85,000 円）の負担となる。市内会員の中には会費を滞納しているところも相当数あることに留意する必要はあるが、過大な負担とはいえないとされる。

なお、中国日本商会は寄附金に係る正式な領収証（發票）を発行できないことから、實際上、中国日本商会の会員各社は、企画公募により選定された受託事業者に対し寄附金相当額の賛助金を支払い、当該受託事業者が正式な領収証（發票）を発行することになる。

6. 事業規模としての妥当性

仮に上記 5. で述べた目標額の寄附金を集めることができた場合、事業規模は約 500 万円（約 8,500 万円）となる。これは米国ニューヨークで行われている「Japan Day@セントラルパーク」（イベント及びマラソン大会）に相当する金額規模であり、韓国ソウル、オランダアムステルフェーンにおいて行われているフェスティバルよりも金額規模としては大きくなると見られる。

40 周年の際の「スーパー夏祭り in 北京 2012」については、会場使用料及び警備費が北京市政府の厚意により無料であったものの、東京の実行委員会の事業予算は約 8,000 万円であった。今回の事業規模はこれに匹敵するものとなり得る。

当時のように日本から人を多数派遣しない（そもそも新型コロナウイルス感染症の影響により派遣できないおそれもある。）のであれば、その分、秋頃の大規模イベントの開催だけでなく、通年で複数の小規模イベントを併催できる

⁵ 2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で約 248 万円となる。

可能性もあり、この場合、年間を通して人々の関心を引き付けることが期待できる。

ここで事業内容と切り離して事業規模だけを論じてあまり建設的ではないが、企画公募を行う際に示す事業規模として 500 万元という金額は、ひとまず妥当と評価してよいのではないだろうか。（例えば、今後、応募者の企画提案内容が極めて優れていれば、その実現のために追加的に寄附金を募ろうと方針変更される可能性もあり得なくはないと思われる。）

なお、50 周年記念コア事業の受託事業者の意欲や判断によるが、事業の内容によっては、別途日系企業や中資企業から協賛金を得て全体の事業規模を拡大することも十分に可能と考えられる。

また、当該受託事業者は、北京日本倶楽部等と連携して必要なボランティアを確保することも可能と考えられる。

7. 寄附者名リストの作成・公表

50 周年記念コア事業に対し寄附金を支払った法人又は個人の名称については、その行為を讃える観点から、当人が匿名を希望する場合を除き、中国日本商会等のウェブサイトにおいて公表すべきと考えられる。

また、50 周年記念コア事業の受託事業者においては、受領した賛助金相当のサービス提供として、賛助した（寄附金を支払った）法人名等をイベント会場等において周知・宣伝することが必要と考えられる。

IV. マスコットキャラクターの制作

来年 1 年間を通じて日中国交正常化 50 周年を記念する社会的雰囲気醸成を図るためには、上記Ⅱ. の記念ロゴマークだけでなく、イベント等において使用できるマスコットキャラクターを制作し、その普及を図ることが望ましい。

当該マスコットキャラクターについては、＜未来へ向けて協創しよう；戮力同心，協創未来！＞という基本テーマと整合的であり、かつ、記念ロゴマークと一体化又は調和した造形であるべきと考えられる。

また、マスコットキャラクターの親しみやすいデザイン画を日系企業、日本人等は無償又は低廉な価格で提供することができれば、場合によっては記念ロゴマークよりも使用範囲が拡大することが期待できる。

そこで、本準備委員会としては、上記Ⅲ. の 50 周年記念コア事業の一環として、マスコットキャラクターの制作・普及を盛り込むことを提案したい⁶。

これにより、50 周年記念コア事業の受託事業者が、中国各地で行われる予定の 50 周年記念事業のイベント会場へマスコットキャラクターの着ぐるみを派遣・貸与したり、記念ロゴマークの使用権購入者に対し、マスコットキャラクターのデザイン画データを無償又は低廉な価格で提供したりすることが確保できる。これらの取組により、全国的に統一感を持った 50 周年記念事業の展開が可能になり、相乗的な波及効果を得ることができると期待される。

また、北京以外に所在する日系企業等にとっても、マスコットキャラクターの着ぐるみの提供等の支援が得られるのであれば、50 周年記念コア事業に対する寄附を積極的に行おうとする誘因が生じると期待される。

⁶ マスコットキャラクターの制作に必要な費用は、50 周年記念コア事業に係る委託費の一部という扱いになる。

V. 日中国交正常化 50 周年記念事業在中国実行委員会の設立

上記Ⅲ. で述べた北京における 50 周年記念コア事業を適切に実行するとともに、中国各地で実施される予定の 50 周年記念事業に関する情報を収集・整理し、中国国内に一元的に発信していくため、「日中国交正常化 50 周年記念事業在中国実行委員会」（以下「在中国実行委員会」という。）を速やかに立ち上げるべきである（規約案は参考 2 のとおり。）。

在中国実行委員会の構成員は、本準備委員会との継続性も考慮して、中国日本商会、北京日本倶楽部及び在北京の日本政府関係機関の代表者とするのが適当と考えられる。

在中国実行委員会の主な役割は以下の①～③とおりである。

- ① 北京において実施予定の 50 周年記念コア事業に係る寄附金を広く呼び掛ける。
- ② 上記①のコア事業の委託事業者を公募し、選定する。
- ③ 中国国内で行われる 50 周年記念事業に係る情報を収集するとともに、これを整理してウェブサイト等を通じて体系的に発信する。

上記③の広報に関しては、在中国日本大使館及び日本総領事館は、50 周年記念事業、50 周年を記念した日本産食品等の販促キャンペーン等について以下のような支援を積極的に行うとのことである。

- ・ 大使館又は総領事館幹部による挨拶の実施又は挨拶動画の提供
- ・ 大使館 SNS（フォロワー数約 200 万）又は総領事館 SNS による情報発信
- ・ 提携インフルエンサーによる情報発信の働き掛け
- ・ 過去 50 年間の日中関係を振り返ることのできる歴史的写真データの提供

これに対し、在中国実行委員会は、個別のイベントについて深く情報発信を行うというよりも、いつどこでどのようなイベントが行われるのかというイベント開催に関する情報を体系的に整理して分かりやすくウェブサイト上に掲載することが期待される。

この際、日中国交正常化 50 周年に係る認知度の向上を図る観点から、中資企業主催による営利目的のイベントであっても記念ロゴマークを適切に使用すると認められるものについては、積極的に取り上げることが期待される。

また、上記②及び③の業務を適切に行うため、それぞれを担当する小委員会を設置することが必要と考えられる。

おわりに

現在、北京以外の中国各地に所在する日本人関係組織においては、来年、日本食品フェスティバル等のイベントが開催できないか、自らが主体となって開催することが難しい場合には、地元企業、地元政府、地元の学校又は NPO 等が主催する既存のイベントに何らかの協力ができないかといったことを検討していると推察される。

これらの検討に当たっては、本準備委員会が示した基本テーマの提示及びこれに沿った関連イベントの企画、記念ロゴマークの掲示、マスコットキャラクターの活用、日本国大使館が提供する広報支援ツールの利用、在中国実行委員会ウェブサイトへの登録等について、ぜひ積極的に考慮していただきたい。このような有機的な連携を図ることにより、全国的に統一感のある 50 周年記念事業の展開が可能になると考える。

中国日本商会及び在中国実行委員会が本報告書で述べた提案内容を着実に実行するためには、当面、以下のようなスケジュールが想定される。

【中国日本商会】

2021 年 9 月 15 日	理事会において今後の方針について審議・決定
9 月 16 日	上記方針を日本の関係者等に通知
9 月 17 日	記念ロゴマークデザイン及び記念ロゴマーク運用事務委託事業者に係る公募の開始
10 月中旬	記念ロゴマークデザイン及び記念ロゴマーク運用事務委託事業者の決定・契約締結
10 月下旬	記念ロゴマークに係る商標出願
11 月上旬	50 周年記念コア事業委託事業者との契約の締結 50 周年記念コア事業に係る中国日本商会における寄附金の募集開始
11 月中旬	受託事業者による記念ロゴマークの使用に係る申請受付の開始
2022 年 1 月 1 日	記念ロゴマークの使用開始

【在中国実行委員会】

2021 年 9 月下旬	在中国実行委員会第 1 回会合の開催 ・ 50 周年記念コア事業に係る企画公募の開始
--------------	---

- 11月中旬 在中国実行委員会第2回会合の開催
- ・提案事業者によるプレゼン・審査
 - ・50周年記念コア事業委託事業者の決定
 - ・50周年記念コア事業に対する寄附金の全国的呼び掛け

年内に、記念ロゴマークのデザイン、記念ロゴマーク運用事務委託事業者、50周年記念コア事業委託事業者という3つの事項についてそれぞれ公募・選定を行わなくてはならないことになる。職員の増員が許されない中国日本商会事務局には相当な負担を掛けることになると思われるが、どうか甘受願いたい。

このようなタイトなスケジュールの中、50周年記念事業を中国において着実に推進していくためには、中国日本商会会員を始めとする在中国の全ての日系企業、日本政府関係機関、地方公共団体等の関係者の皆様の御理解と御協力が欠かせない。改めて皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたい。

また、仮に今後日本において50周年記念事業推進のための組織が立ち上げられた場合、当該組織には、在中国実行委員会等と必要な調整・連携を行うようお願いしたい。

さらに、日本国政府及び日本の経済界におかれては、中国における我々の取組に対し、最大限の支持と支援をお願いしたい。

(参考 1)

日中国交正常化 50 周年記念事業準備委員会
委員名簿

2021 年 9 月現在

小原 正達	三菱 UFJ 銀行（中国）有限公司 副董事長
川合 現	日中経済協会 北京事務所 所長※
川邊 誠	手羽大使 CEO
貴島 善子	在中国日本大使館 公使・広報文化部長
喜多羅 和宏	国营家具（中国）有限公司 副總經理
斉藤 敬一郎	日本国家旅游局 北京弁事処 首席代表
高島 竜佑	日本貿易振興機構 北京事務所 所長
武居 秀典	三菱商事（中国）商業有限公司 董事長・總經理
田中 雄作	日本航空公司 北京支店総務部 經理
野田 昭彦	国際交流基金北京センター 所長
橋本 淳一	住友商事（中国）有限公司 總經理
藤永 剛史	住友化学投資（中国）有限公司 總經理
宮本 貴章	日本国自治体国際化協会 北京事務所 所長
村田 温	みずほ銀行（中国）有限公司 北京支店 支店長
山本 和洋	伊藤忠（中国）集团有限公司 華北総合開発部 總經理

※ 委員長

（五十音順、敬称略）

(参考 2)

日中国交正常化 50 周年記念事業在中国実行委員会規約 (案)

2021 年 月 日

(名称)

第 1 条 本会は、日中国交正常化 50 周年記念事業在中国実行委員会と称する。

(設置目的)

第 2 条 本会は、中国において、日中国交正常化 50 周年を記念し日中間の相互理解及び友好交流の促進を図るための事業（以下「日中国交正常化 50 周年記念事業」という。）を円滑かつ適切に実施するためにこれを設置する。

(業務)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 2022 年に北京において日中国交正常化 50 周年記念事業の一環として行う予定の中核的事業に必要な資金を確保するための寄附金の呼び掛け
- 二 前号の中核的事業に係る企画及び運営
- 三 中国各地において実施される日中国交正常化 50 周年記念事業に係る情報収集及び広報
- 四 その他中国内における日中国交正常化 50 周年記念事業の円滑かつ適切な実施に関連する業務

(委員)

第 4 条 本会は、中国日本商会、北京日本倶楽部又は北京に所在する日本政府関係機関を代表する委員により構成される。

(会長、副会長及び名誉会長)

第 5 条 本会は、会長が会議を招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、中国日本商会会長がこれを務める。
- 3 会長の職務を補佐し、会長不在の際にその職務を代行するため、本会に副会長を置く。
- 4 本会に名誉会長を一人置き、駐中華人民共和国特命全権大使がこれを務める。

(意思決定)

第6条 本会は、出席委員の多数決により意思決定を行う。

2 代理出席はこれを認める。

3 書面での会議開催は、これを有効なものとする。

(小委員会)

第7条 第3条第1項第2号に掲げる業務を適切に行うため、本会に中核的事業企画運営小委員会を置く。

2 第3条第1項第3号に掲げる業務を適切に行うため、本会に広報小委員会を置く。

3 中核的事業企画運営小委員会及び広報小委員会の委員は、会長がこれを指名する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、中国日本商会事務局がこれを務める。

2 本会の運営に必要な経費は、中国日本商会がこれを負担する。

(以上)